

令和 7 年度



償却資産申告の手引き

碧南市役所税務課

平素は、市税に対する格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、碧南市内の土地・家屋のほかに償却資産（事業を営むために所有している資産）の所有者にも課税されます。

償却資産の所有者は、地方税法第 3 8 3 条（償却資産の申告）の規定により、毎年 1 月 1 日現在において所有している償却資産について申告していただくことになっています。

つきましては、次頁からの説明事項をお読みいただき、申告書を期限内に提出していただきますようお願いします。

提出期限	令和 7 年 1 月 3 1 日（金）
提出先 お問い合わせ先	〒447-8601 碧南市松本町 2 8 番地 碧南市役所 税務課 固定資産税係 TEL 0566-95-9879 <受付時間> 8 時 30 分～17 時 15 分（土日・祝日・年末年始を除く）

① 紙の申告書を提出される方

次頁以降「申告の手順」を参考に申告書を作成し、提出してください。

② 電子申告をされる方

eLTAX（地方税ポータルシステム）をご利用ください。

右の QR コードもしくは「エルタックス」で検索

エルタックス
eLTAX



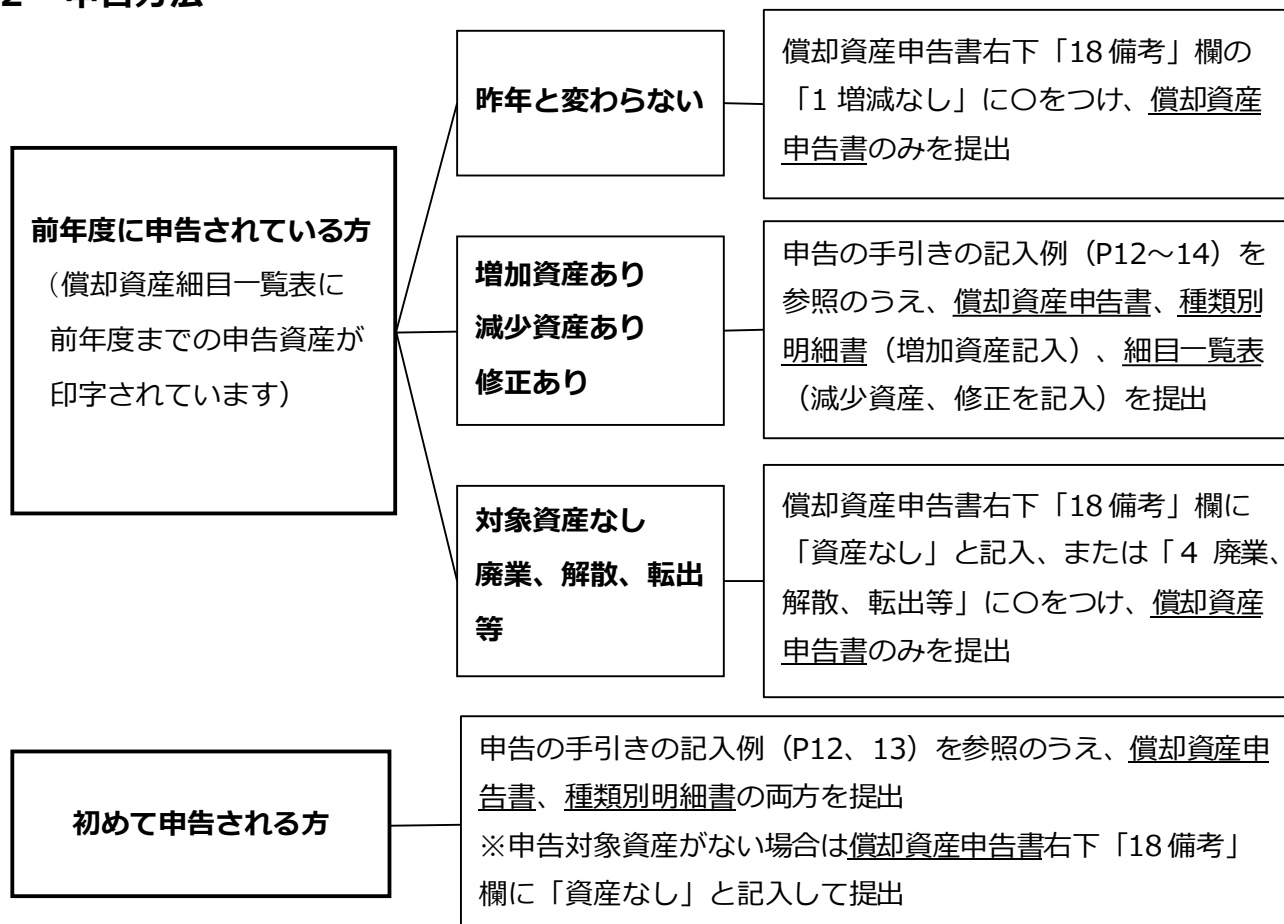
紙の申告書から電子申告に変更される場合は、所有者コード欄に碧南市から送付した申告書に記載してある所有者コードを入力してください。

申告の手順

1 申告が必要な方

毎年1月1日現在、碧南市内において事業用資産を所有している法人及び個人の方。

2 申告方法



3 提出期限

令和7年1月31日(金)

期限間近になると窓口が混雑しますので、お早めに提出いただきますようお願いします。

<申告書提出にあたっての注意事項>

- (1) 控えが必要な方は提出時にお申し出ください。郵送による申告で控えを希望される方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
※控え用のコピーは原則申告書のみです。明細のコピーも希望される場合は、申告書の備考欄にその旨を記載してください。
- (2) 独自の様式を使用する場合には、碧南市指定の所有者コードを記入してください。様式のサイズはA4版としてください。

償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、「**事業のために使用することができる有形の固定資産で、土地・家屋以外のもの**」をいいます。具体的には会社や個人が事業を営むために所有している構築物、機械・装置、車両・運搬具、工具・器具・備品などの資産を償却資産といい、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

2 申告の対象となる資産

令和7年1月1日（賦課期日）現在、碧南市内において所有している償却資産で、以下のもの。

- 耐用年数が1年以上で取得価額が10万円以上の資産
 - 取得価額が10万円未満であるが、固定資産として個別に減価償却している資産
- また、次に掲げる資産についても申告が必要です。

償却済資産	法定耐用年数を経過し減価償却が終わっていても、その資産が事業のために使用することができる状態のもの。
減価償却を行っていない資産	赤字決算などのため減価償却を行っていないが、税務会計上本来減価償却が可能な資産。
簿外資産	会社の帳簿に記載されていないものでも、事業のために使用されている資産。
遊休資産・未稼動資産	現在使用していなくても、いつでも事業のために使用できる状態のもの。（既に完成しているが、まだ稼動していない資産）
少額の減価償却資産	<u>＜参考1＞少額資産について参照（P3）</u>
中小企業等の少額資産特例	<u>＜参考1＞少額資産について参照（P3）</u>
改良費	資本的支出として資産に計上した場合は、新たな資産とみなし、改良された本体と区別して申告。
家屋の特定付帯設備 ※P11「家屋と償却資産の取扱区分」参照	家屋の所有者と異なる者（賃借人、テナント等）が自らの事業を営むために、貸ビル・貸店舗等に施工した内装、造作及び建築設備等を特定付帯設備といい、償却資産として取り付けた方（テナント等）からの申告が必要。
貸付（リース）資産	貸付人（事業者）が申告。（取得価格が20万円未満の場合は申告の必要はありません）
大型特殊自動車	建設機械、工業用機械等 <u>＜参考2＞自動車について参照（P3）</u>
建設仮勘定	建設仮勘定として計上されているが、その一部又は全部が賦課期日（1月1日）までに完成し事業のために使用されている又は使用できる状態にある場合、完成部分については申告が必要。

＜参考１＞少額資産について

少額資産は、税務会計（法人税・所得税）の処理（償却方法）に応じて、取り扱いが異なります。

取得価格 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入	申告対象外 (法人税法施行令第133条第1項、 所得税法施行令第138条第1項)			
3年一括償却	申告対象外 (法人税法施行令第133条の2第1項、 所得税法施行令第139条第1項)			
リース資産	申告対象外 (法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に 規定するリース資産)		申告対象	
中小企業特例	申告対象 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8ほか)			
個別減価償却	申告対象			

＜参考２＞自動車の取り扱い

普通自動車		自動車税	× (申告不要)
小型自動車	二輪以外		
	二輪	軽自動車税	× (申告不要)
軽自動車			
原動機付自転車			
小型特殊自動車（フォークリフト等）			
大型特殊自動車		固定資産税 (償却資産)	○ (申告必要)
三河 900 ～ 98-78 この数字が0、00～09、000～099及び9、90～99、900～999のもの			

※自動車税、軽自動車税の対象となる車両に属するカーナビ等は申告の対象外です

3 申告の対象から除外されるもの

- ・建物本体や所有者が施工した設備等で、固定資産税の取扱い上家屋として扱うもの。

※ 11 ページ 「家屋と償却資産の取扱区分（建物付帯設備について）」参照

- ・無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェア等）
- ・繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- ・棚卸資産（商品、製品、原材料、貯蔵品等）
- ・古美術品、古文書、出土品、遺物のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの。また上記以外の美術品等で、時の経過によりその価値が減少しない資産（原則 100 万円以上）。

4 国税と固定資産税の違い

区 分	固 定 資 産 税	国 税
償却計算の目的	償却資産の「価格」の算定のため	各事業年度の課税対象となるべき所得の計算のため
償却計算の基準日 ※	賦課期日制度（毎年 1 月 1 日）	事業年度末
減価償却の方法	定率法（旧定率法）	定率法（新定率法）、定額法等の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1 / 2）	月割償却
圧縮記帳	×	○
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	×	○
評価額の最低限度	取得価格の 5 %	備忘価額（1 円）まで
改 良 費	区分評価	原則として区分評価（1 部合算評価あり）

※企業の事業年度の末尾（決算日）が賦課期日（1 月 1 日現在）と異なる場合で、決算日以降で賦課期日までの間に資産の増減があった場合、それらの資産についても申告の対象となります。

5 固定資産税（償却資産）の評価のしかた

『固定資産評価基準』に基づき、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して次のように評価します。

前年中に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価格} \times (1 - \text{償却率} / 2) \quad ※ () \text{内} = \text{減価残存率}$$

前年前に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{償却率})$$

<計算例> 取得時期 令和 6 年 5 月、取得価格 500,000 円、耐用年数 3 年の場合
(P5 の耐用年数 3 年を参照)

$$\text{令和 7 年度} = 500,000 \text{ 円} \times 0.732 = 366,000 \text{ 円}$$

$$\text{令和 8 年度} = 366,000 \text{ 円} \times 0.464 = 169,824 \text{ 円}$$

$$\text{令和 9 年度} = 169,824 \text{ 円} \times 0.464 = 78,798 \text{ 円}$$

$$\text{令和 10 年度} = 78,798 \text{ 円} \times 0.464 = 36,562 \text{ 円}$$

$$\text{令和 11 年度} = 36,562 \text{ 円} \times 0.464 = 16,964 \text{ 円} < 25,000 \text{ 円}$$

※**評価額の最低限度は取得価額の 5 %**でそれ以上は減価しないので、令和 11 年度以降は 25,000 円が評価額となります。

(参 考) 償却資産減価残存率表

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中 取得の もの	前年前 取得の もの		前年中 取得の もの	前年前 取得の もの		前年中 取得の もの	前年前 取得の もの		前年中 取得の もの	前年前 取得の もの
2	0.658	0.316	16	0.933	0.866	31	0.964	0.928	46	0.975	0.951
3	0.732	0.464	17	0.936	0.873	32	0.965	0.931	47	0.976	0.952
4	0.781	0.562	18	0.940	0.880	33	0.966	0.933	48	0.976	0.953
5	0.815	0.631	19	0.943	0.886	34	0.967	0.934	49	0.977	0.954
6	0.840	0.681	20	0.945	0.891	35	0.968	0.936	50	0.977	0.955
7	0.860	0.720	21	0.948	0.896	36	0.969	0.938	51	0.978	0.956
8	0.875	0.750	22	0.950	0.901	37	0.970	0.940	52	0.978	0.957
9	0.887	0.774	23	0.952	0.905	38	0.970	0.941	53	0.978	0.957
10	0.897	0.794	24	0.954	0.908	39	0.971	0.943	54	0.979	0.958
11	0.905	0.811	25	0.956	0.912	40	0.972	0.944	55	0.979	0.959
12	0.912	0.825	26	0.957	0.915	41	0.972	0.945	56	0.980	0.960
13	0.919	0.838	27	0.959	0.918	42	0.973	0.947	57	0.980	0.960
14	0.924	0.848	28	0.960	0.921	43	0.974	0.948	58	0.980	0.961
15	0.929	0.858	29	0.962	0.924	44	0.974	0.949	59	0.981	0.962
			30	0.963	0.926	45	0.975	0.950	60	0.981	0.962

6 課税について

(1) 納税義務者

賦課期日（1月1日）現在における償却資産の所有者です。

(2) 課税標準額

賦課期日（1月1日）現在における償却資産の評価額の合計（4ページ記載の計算方法で算出した個々の資産の評価額の合計）です。

(3) 免税点

課税標準額が **150万円**に満たない場合は課税されません。

(4) 税額

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

(5) 納税

4月中旬頃に納税通知書をお送りします（土地や家屋を所有している場合には、一つにまとめてお送りします）。納期は1期（4月末 ※固定資産税の評価替えの年は5月末）、2期（7月末）、3期（12月25日）、4期（2月末）の4回です。納期限が休日にあたるときは翌営業日になります。

※償却資産のみ所有の方で免税点未満の場合、納税通知書はお送りしません。

(6) 申告をされない場合

正当な理由がなく申告しない場合又は虚偽の申告をされると罰金や過料を科されることがあります。ご注意ください。

(7) 過年度課税について

本年度の申告において過去の申告漏れ資産が有る場合は過年度に溯って課税されます。

7 課税標準の特例の一例

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

資産の種類			特例率	適用期間	地方税法 適用条項	添付書類（写し）
農業協同組合、中小企業等協同組合、漁業協同組合が取得した共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの			1 / 2	取得後 3 年度分	地方税法第 3 4 9 条の 3 第 3 項	・ 政府の補助金、 貸付等の申請書 ・ 法定通知書
内航船舶 ※詳細は P7 を参照			1 / 2	永年	地方税法第 3 4 9 条の 3 第 5 項	・ 船舶原簿 ・ 航海日誌
公 止 共 施 の 設 危 等 害 防	汚水・廃液処理施設 ※ 2		1 / 2	永年	附則第 1 5 条第 2 項	・ 処理施設設置届書 ・ 処理過程図
	ごみ処理施設		1 / 2	永年		
	一般廃棄物最終処分場		2 / 3	永年		
	産業廃棄物処理施設 ※ 1		1 / 3	永年		
	公共下水道使用者が設置した除害施設 ※ 2		4 / 5	永年		
再生可能エネルギー発電設備 ※ 2 （太陽光発電設備）出力 <u>1,000kw 未満</u>			2 / 3	取得後 3 年度分	附則第 1 5 条第 2 5 項	補助を受けたことが確認できる書類
出力 <u>1,000kw 以上</u>			3 / 4			
生 産 性 向 上 先 端 設 備 中 小 企 業 者 等 の	R5 年 4 月 1 日～R7 年 3 月 31 日 取得分 ※詳細は P7 を参照		1 / 2	取得後 3 年度分	附則第 1 5 条第 4 4 項	・ 計画申請書 ・ 計画認定書
	さらに賃上げ方針を表明した場合	令和 6 年 3 月末までに取得	1 / 3	取得後 5 年度分		
		令和 7 年 3 月末までに取得		取得後 4 年度分		

※1 石綿を含む産業廃棄物の処理施設は特例率が1/2となります。

※2 特例率は、わがまち特例で定めた率となります。

特例の申請をする場合は、申告書と合わせて上記の添付書類と「固定資産税特例適用申請書」を提出してください。

「固定資産税特例適用申請書」は税務課窓口に取りに来ていただくか、市役所ホームページからダウンロードしてください。添付書類について不明点がある場合は固定資産税係までお問い合わせ下さい。

＜よくある償却資産の特例＞

◎内航船舶（特例率：1／2）

- ・ 地方税法第349条の3第5項

漁業船、荷役運搬船等が該当します。船舶用に設計されているもの（魚探、GPS等）で船に固定されているものもこの特例に該当します。

（対象外）専ら遊覧の用に供されるもの、快遊船、遊漁船、モーターボート競走法の規定によるモーターボート、自己推進能力を持たない浚渫船、砂利採取船等

＜添付書類＞ 船舶原簿、航海日誌

◎中小企業者等の生産性向上先端設備

（特例率：取得後3年度分1／2、

賃上げ方針を従業員に表明した場合、取得後最長5年度分1／3）

- ・ 地方税法附則第15条第44項

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等の法人、個人事業主などが令和5年4月1日以降に新規取得した以下の対象設備について固定資産税が3年間1／2に軽減されます。

設備の種類	取得価格
機械装置	160万円以上
工具（測定工具及び検査工具）	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物付属設備（償却資産として課税されるものに限る）	60万円以上

※中古資産は
対象外

また、賃上げ方針を従業員に表明した場合は下記の期間固定資産税が1／3に軽減されます。

- ・ 令和6年3月末までに取得した設備：5年間
- ・ 令和7年3月末までに取得した設備：4年間

＜添付書類（写し）＞

- ① 計画認定申請書（先に商工課で認定を受けてください）
- ② 計画認定書
- ③ 固定資産税特例的用申請書（市役所ホームページよりダウンロードしてください）

※賃上げ方針を計画内に位置付けることができるのは新規申請時のみです。変更時に賃上げ方針を計画内に追加することはできません。

8 償却資産の税務調査について

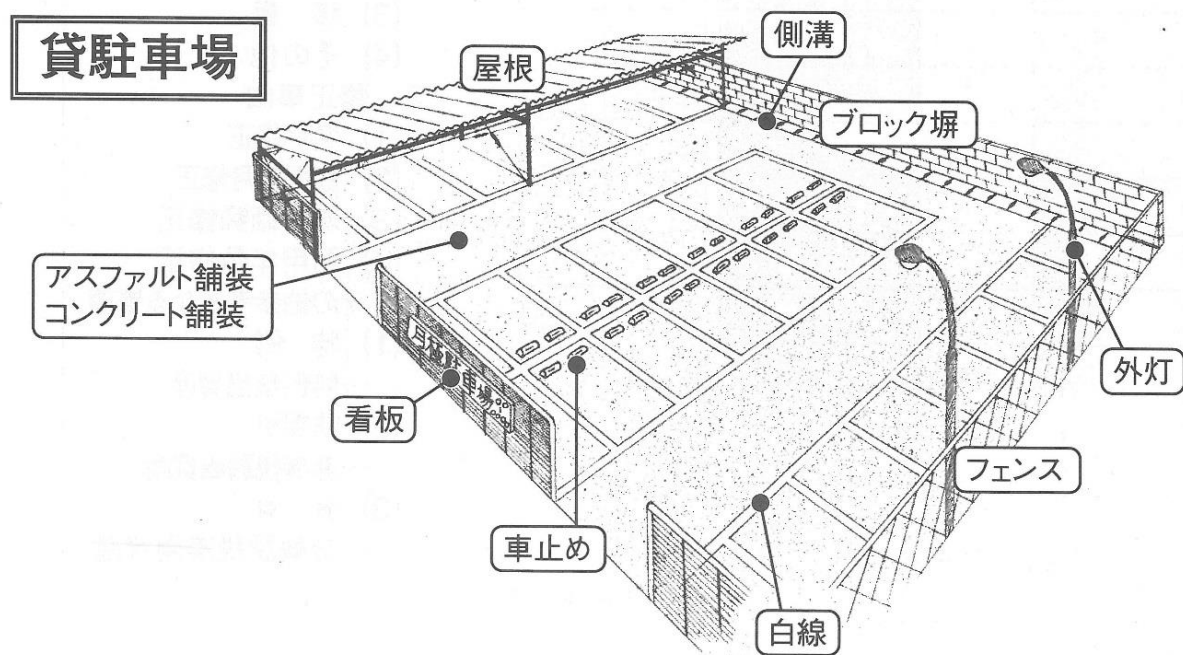
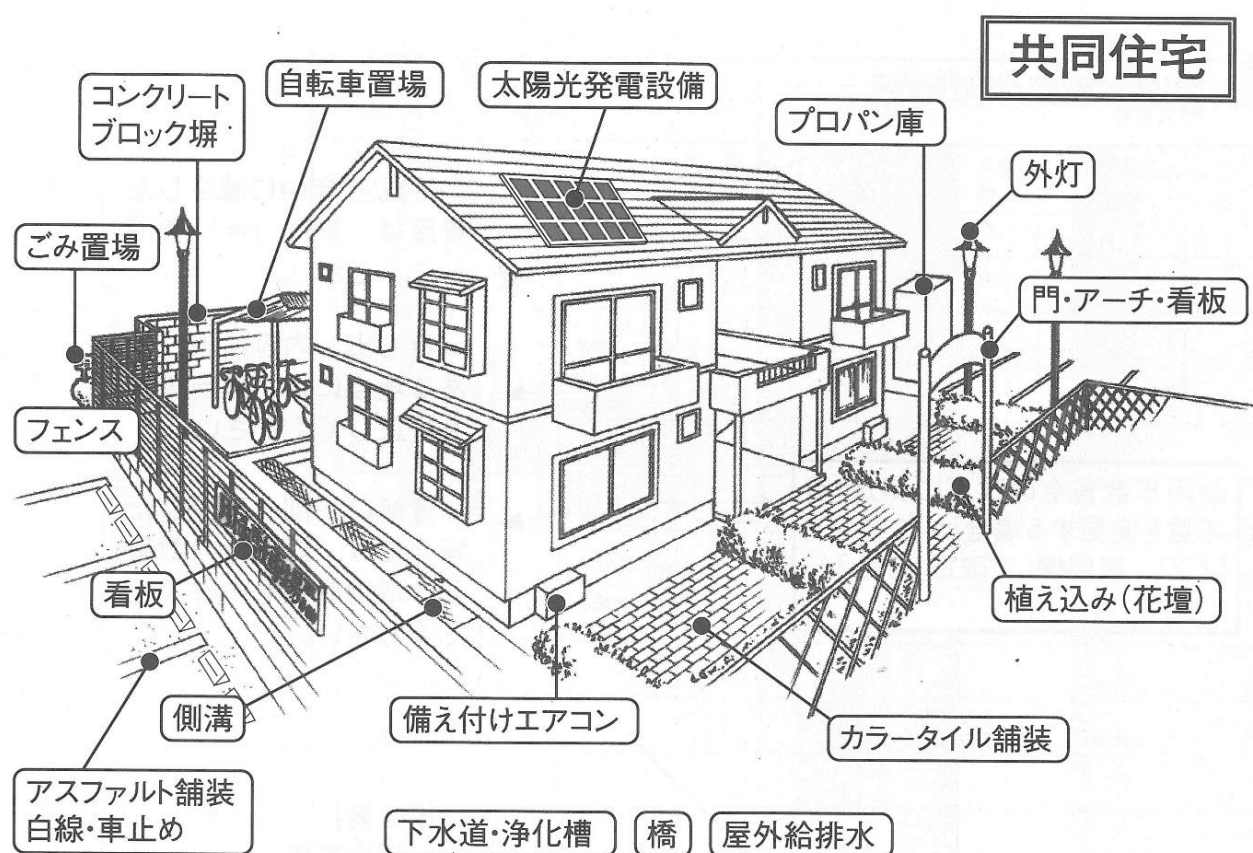
碧南市では、地方税法第353条および第408条に基づき税務調査をおこなっています。調査の依頼をさせていただいたときは、ご協力をよろしくお願いします。

業種別の主な償却資産

この表に示されている業種と資産はごく一部ですので、示されていない業種と資産については、この表を参考にして判断してください。

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン（取り外し可能なもの）、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、看板、日よけ、レジスター等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、看板、日よけ、レジスター、エアコン、室内装飾品等
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、各種美容機器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、業務設備用給排水設備等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定機、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、看板、待合室用いす等
駐車場事業	舗装路面、柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機等
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
バー、喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、自動食器洗浄器、製氷機、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備等
パチンコ店、ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
ホテル、旅館	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、応接セット、冷蔵庫、看板、ボイラー等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
不動産賃貸業（共同住宅など）	駐車場舗装路面、駐輪場、緑化設備、外灯、屋外給排水設備、下水道接続工事、フェンス、側溝、太陽光発電設備、備え付けエアコン等

不動産賃貸業の償却資産の例



主な償却資産とその耐用年数

資産の種類		細 目		耐用年数	細 目		耐用年数	細 目		耐用年数	
① 建築物 附属設備 及び 備 び	構築物	アスファルト舗装 コンクリート路面・砂利道 金属製へい ブロックべい		10 15 10 15	打込み井戸 工場緑化施設 庭園 仮設建物		10 7 20 7	広告用のもの 金属造 その他 農業用ハウス 鉄骨造 ビニールハウス		20 10 15 8	
		建物附属設備 可動間仕切り 簡易なもの その他のもの 屋外消火栓		3 15 8	屋外給排水設備 アーケード・日よけ設備		15 15	冷暖房設備 冷凍機の出力 22kw 以下のもの その他のもの		13 15	
② 機械及び装置	製造業	食料品	食肉・食鳥処理加工設備	10	化学	合成繊維製造設備	7	輸送用機械器具	車両用エンジン同部品又は車両用電装品製造設備 車両用ブレーキ製造設備 その他の車両部分品又は付属品製造設備	9	
			精穀設備	10		その他の医薬品製造設備	8				
			豆腐・こんにやく等製造設備	10		産業用火薬類製造設備(花火を含む)	8				
			パン・菓子類製造設備	10							
		繊維	紡績設備	7	一般機械器具	金属加工機械製造設備	9	窯業・石製品 ゴム製品	石工品又は擬石製造設備	9	
			ねん糸業用設備	7		金型又は治具製造設備	12		石膏製品製造設備	9	
			織物設備	7							
			染色整理又は仕上設備	7							
			整経又はサイジング業設備	7							
			縫製品製造設備	7							
		印刷製本	デジタル印刷システム設備	4	金属製品	ねじ製造設備	10	プラスチック製品	合成樹脂成形加工・製品加工	8	
			製本設備	7		その他のメッキ又はアルマイト加工設備	6				
		木材製品	写真製版業用設備(デジタル)	4		金属塗装用設備	6	量	量製造設備	9	
			製材業用	8 8 8		鋼製構造物製造設備	10				
			製材用自動送材装置 その他の設備 木製品製造設備			プレス打抜きその他の金属加工品製造業用設備	10				
	建設・サービス業 農業	ブルドーザー・パワーシャベル等の の自走作業機械			6	建設工業用設備		6	ホテル・旅館又は料理店業用設備及び給食用 引湯管 その他の設備		8 又は 10 8
		クリーニング設備		13	ガソリンスタンド設備		8				
		自動車分解整備業用設備		15	太陽光発電設備		17				
		トラクター 歩行型 その他		9 9	田植機・耕運機 稲刈機・バインダー		9				
	③船舶		漁船（鋼製）		12	漁船（木製）		6	漁船（強化プラスチック製）		7
	⑤車両及び 運搬具		ショベルローダー		4						
⑥ 工具器具及び 備 品	工具	金型		2	切削工具		2	治具及び取付け工事		3	
		測定又は検査工具		5							
	器具及び 備 品	事務机・椅子	金属製	15	ワープロ・コピー機・レジスター・タイムレコーダー	5	看板・ネオンサイン	3			
			その他	8	パーソナルコンピューター	4	公告器具	10			
		応接セット	接客用	5	電子計算機（サーバー）	5	金属製	5			
			その他	8	インターホン・放送用設備	6	手さげ金庫	5			
		陳列棚・ケース	冷凍機付又は	6	電話設備・通信機器	6	その他	20			
			冷蔵機付	6	試験・測定機器	5	理・美容機器	5			
			その他	8	カメラ・映写機・望遠鏡	5	移動式・救急医療用	4			
		テレビ・ステレオ等音響機器		5	写真製作機器	8	その他	6			
		冷暖房用機器・エアコンなど		6	自動販売機・両替機	5	歯科診療用ユニット	7			
		電気冷蔵庫・洗濯機その他電気ガス機器		6			焼却炉	5			

※耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令」に基づくものです。

《償却資産申告書の記入例》

※資産の増減あり、なし、廃業等にかかわらず本申告書が届いた方は提出をお願いします。

マイナンバー（個人番号・法人番号）の記入にご協力ください。

※P 15参照

※所有者コード

独自様式で申告する場合は、所有者コードを必ず記入してください。

六号様式（提出用）

令和 7 年 1 月 10 日

碧 南 市 長 殿

令和 7 年度
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

9 1 2 3 4 5 6

受付印

（ふりがな）
1 住 所
（又は納税通知書送達先）
447-8601
愛知県碧南市松本町28番地
（電話 0566-41-3311）

申告内容についてご連絡する場合があります。必ずご記入ください。

（ふりがな）
2 氏 名
（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）
へきなん かぶしがいいしや
碧南 株式会社
代表取締役 碧南 太郎
（屋号 碧南 K・K
押印
不要

5 事業開始年
昭和 54 年 4 月

6 担当者の係及び氏名
経理課 経理係 碧南 次郎
（電話 41-3311）

7 税理士等の氏名
碧南 一郎
（電話 41-3511）

8 短縮耐用年数の承認
有・無

9 増加償却の届出
有・無

10 非課税該当資産
有・無

11 課税標準の特例
有・無

12 特別償却又は圧縮記帳
有・無

13 税務会計上の償却方法
定率法・定額法

14 青色申告
有・無

資産の種類

取得価額

15 市内における事業所等資産の所在地

① 碧南市松本町28番地

② 碧南市源氏神明町4番地

16 借用資産

貸主の名称等

〇〇リース株式会社

17 事業所用家屋の所有区分

自己所有・借家

18 備考(添付書類等)
下の1～4で該当する番号に○をつけてください
1. 増減なし 2. 増加あり 3. 減少あり
4. 廃業・解散・転出等（ 年 月 日）
例) 資産なし
例) 〇〇会社と令和6年〇月に合併したので、
当社の資産は合併先の〇〇会社から申告します。
例) 特例該当資産があります。

前年までに取得したもの

前年までに取得したもの

電算処理により「全資産申告」をする場合は記入してください。

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	3850000	350000	300000	3800000
2 機械及び装置	7,650,000	7627000	0	540000
3 船 舶	0	0	0	0
4 航空機	0	0	0	0
5 車両及び運搬具	0	0	0	0
6 工具、器具及び備品	398000	0	1205000	1603000
7 合 計	11,898,000	11875000	350000	2045000

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船 舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合 計			

該当する方を○で囲んでください。

2以上の事業所に資産がある場合は主な順に書いてください。

借用資産（リース）が「有」の場合は記入してください。

前年度の資産と比較して該当する番号を○で囲んでください。

申告対象の資産がない場合は「資産なし」と記入してください。

申告にあたって連絡事項があれば記入してください。

前年までの申告者が亡くなられて事業を引き継いだ場合、所有者氏名を二重線で消して、事業を引き継いだ方の氏名を記入してください。備考欄にもその旨を記載してください。

《種類別明細書(増加資産・全資産)の記入例》

- ・初めて申告する方・・・令和7年1月1日現在所有している全資産を記入
- ・これまでに申告をしている方・・・増加資産あり → 前年中に取得した資産について記入（前年までの申告漏れ資産も含む）

申告書右上の所有者コードを記入
(新規の方は空欄で結構です)

〃 なし → この種別別明細書の提出は必要ありません

[illegible]

《減少資産、修正の書き方》

※こちらの用紙は前年度までに申告のあった方に、資産の明細としてお渡ししています

前年度の資産(昨年申告分)
令和6年1月1日現在

償却資産細目一覧表

氏名
碧南株式会社

(宛名番号 9123456) 1 ページ

資産番号	種類	資産の名称・規格・型式	数量	取得時期			耐用年数	取得価額(円)	特例 非課税
				号	年	月			
1 41300102	1	看板	1	4	12	12	10	350,000	廃棄▼
2 41300103	1	アスファルト舗装	1	4	12	5	10 15	3,500,000	修正▼
3 41700101	2	フライス盤	1	4	16	3	10	4,600,000	
4 41700102	2	コンプレッサー	1	4	16	12	12	2,500,000	
5 41800101	2	ゴム製品製造設備	1	4	17	11	10	550,000 527,000	修正▼
6 50300101	6	パソコン	1	5	2	3	4	200,000	
7 50500101	6	エアコン	1	5	4 3	12	6	198,000	修正▼
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

資産番号	種類	資産の名称・規格・型式	数量	取得時期			耐用年数	取得価額(円)	特例 非課税
				号	年	月			
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

減少
令和7年中に減少した資産を赤線で抹消し、「特例・非課税」の欄に理由を記入してください。

修正
取得年月、耐用年数、取得価額に誤りがあった場合や、単純な名称誤りがあった場合は該当箇所を修正してください。

金額の訂正については、申告書の「前年前に取得したもの」の金額も修正してください。

種類 1. 構築物 2. 機械および装置 3. 船舶 4. 航空機
5. 車両および運搬具 6. 工具・器具および備品

取得時期の元号 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和

特例・非課税 特. 特例 非. 非課税